

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(日が休日に當
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇訓 令 鳥取県職員表彰規程の一部を改正する訓令
- ◇告 示 町及び字の区域の変更等
保険医療機関等の指定
保険医の登録
被爆者一般疾病医療機関の指定
結核予防法による指定医療機関の辞退
結核予防法による医療機関の指定
入会林野整備計画の適否の決定(四件)
土地改良区の定款の変更の認可
土地改良事業計画の適否の決定
土地改良事業の認可(三件)
土地区画整理法による換地処分(二件)
風俗営業等取締法による聴聞
- ◇公安告示

訓 令

鳥取県訓令第五号

鳥取県職員表彰規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和五十年十月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県職員表彰規程の一部を改正する訓令

鳥取県職員表彰規程(昭和四十一年十二月鳥取県訓令第十五号)の一部を次のように改正する。

第六条中「出納長、部長、企画室長、秘書課長」を「部長、出納室長」に改める。

附 則

この訓令は、昭和五十年十月十一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第八百七十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり町の区域を新たに画し、並びに町及び

字の区域を変更する旨の届出があったので、同法同条第二項の規定により告示する。

この町の区域の新設並びに町及び字の区域の変更は、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第四項後段の規定による末恒団地（第一土地区画整理事業（第一工区）及び末恒団地第三土地区画整理事業（第二工区））の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生じる。

昭和五十年十月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに画する町の名称	同上の区域（昭和五十年四月十八日現在の地番による。）
美萩野三丁目	<p>伏野字焼山ノ一 一五三の一、一五三の四から一五三の六まで、一五三の一、一五三の一五及びこれらと一体をなす国有地、伏野字河原ノ二 二五一の一、二五一の四及び二五二の一から二五四まで、伏野字塚松ノ上 一七八八の二、伏野字内河原一七八九の六、一七八九の七及び一七八九の九から一七八九の一まで、三津字鳥打場ノ二 五五八、五六〇から五六三の一まで及び五五八から五六三の二までと一体をなす国有地の一部、三津字東澤一 五六七の二、五六七の三、五六九の二及びこれらと一体をなす国有地、三津字山崎九〇八の二、九〇九の一、九〇九の三及びこれらと一体をなす国有地並びに三津字西傍示ノ老 九九一の一、九九三の三及びこれらと一体をなす国有地</p>

区域を変更する町及び字の名称	同上の区域（昭和五十年四月十八日現在の地番による。）
美萩野二丁目	<p>美萩野二丁目の全域、三津字小狭間戸四四の一、四六の二及びこれらと一体をなす国有地、三津字狭間戸ノ式 八二の二、八三から九七まで、九九の一から一〇八まで並びに七〇、七四、七五、七八、八〇、八一、八二の一から九七まで及び九九の一から一〇八までと一体をなす国有地の一部、三津字入江八三二の二、八三三の二、八三四の二、八三五の四、八三五の五、八三六の一、八三七、八三八の一、八三九の四、八四〇、八四一の三及びこれらと一体をなす国有地、三津字番屋敷八四三、八九六、八九七の一、九〇一の一、九〇四の一並びに八四三、八九六、八九七の一、八九八の一及び九〇一の一と一体をなす国有地の一部並びに三津字西山八九四及び八九五の二</p>
伏野字焼山ノ一	<p>伏野字焼山ノ一のうち一五三の一、一五三の四から一五三の六まで、一五三の一、一五三の一五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
伏野字河原ノ二	<p>伏野字河原ノ二のうち二五一の一、二五一の四及び二五二の一から二五四まで以外の区域</p>
伏野字塚松ノ上	<p>伏野字塚松ノ上のうち一七八八の二以外の区域</p>
伏野字内河原	<p>伏野字内河原のうち一七八九の六、一七八九の七及び一七八九の九から一七八九の一まで以外の区域</p>
三津字鳥打場ノ二のうち五五八、五六〇から五六三の一	

三津字鳥打場ノ二	まで及び五五八から五六三の二までと一体をなす国有地の一部以外の区域
三津字東澤一	三津字東澤一のうち五六七の二、五六七の三、五六九の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
三津字山崎	三津字山崎のうち九〇八の二、九〇九の一、九〇九の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
三津字西傍示ノ壹	三津字西傍示ノ壹のうち九九一の一、九九三の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
三津字小狭間戸	三津字小狭間戸のうち四四の一、四六の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
三津字狭間戸ノ貳	三津字狭間戸ノ貳のうち八二の二、八三から九七まで、九九の一から一〇八まで並びに七〇、七四、七五、七八、八〇、八一、八二の一から九七まで及び九九の一から一〇八までと一体をなす国有地の一部以外の区域
三津字入江	三津字入江のうち八三二の二、八三三の二、八三四の二、八三五の四、八三五の五、八三六の一、八三七、八三八の一、八三九の四、八四〇、八四一の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
三津字番屋敷	三津字番屋敷のうち八四三、八九六、八九七の一、九〇一の一、九〇四の一並びに八四三、八九六、八九七の一、八九八の一及び九〇一の一と一体をなす国有地の一部以外

三津字西山	三津字西山のうち八九四及び八九五の二以外の区域
-------	-------------------------

鳥取県告示第八百七十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十年十月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
庄 司 医 院	鳥取市湖山町一四二二	昭和五十年十月一日
堀 内 医 院	鳥取市湖山町一五二五	"
太 田 垣 医 院	鳥取市国安九一五	"
横 田 外 科 医 院	鳥取市栄町四〇三の四	"
松 尾 眼 科 医 院	鳥取市行徳三の一五	"
宮 脇 医 院	鳥取市西町五丁目一〇一	"
山 根 医 院	鳥取市賀露町九九九	"

南條診療所	西伯郡名和町大字豊成 六八四の二	"
厚生館 隅田医院	西伯郡岸本町吉長五九の二	"
仲田医院	日野郡日野町大字根雨七一五	"
入澤医院	日野郡日南町矢戸四五四	"
松崎医院	日野郡日南町大字阿毘綠 一五八二	"
佐伯医院	日野郡江府町大字江尾 一九九七	"
武田医院	日野郡溝口町溝口二六六の三	"
飛田医院	日野郡溝口町溝口四二四	"
高宮村診療所	日野郡日南町印賀 一一〇九の三	"
御船歯科医院	気高郡青谷町青谷 三七六六の一	"
宮田歯科医院	気高郡青谷町青谷 四〇一五の三	"
武内歯科医院	東伯郡羽合町田後五七二	"
市谷薬局	鳥取市立川町五丁目泉宮住宅 一六七七一	"
医療法人同愛会 博愛病院	米子市西三柳一八八〇番地	"
たむら薬局	鳥取市西町三丁目三一	"

鳥取県告示第八百七十九号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十年十月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
松 本 行 雄	鳥医第二、〇〇九号	昭和五十年八月二十九日

鳥取県告示第八百八十号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則(昭和三十三年厚生省令第八号)第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十年十月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
昭和五十年十月六日	藤 田 薬 局	岩美郡岩美町浦富字竹下一〇三〇一八

鳥取県告示第八百八十一号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和五十年十月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

辞退年月日	指定医療機関の名称	所在地
昭和五十年九月三十日	医療法人同愛会 博愛病院	米子市加茂町一丁目一

鳥取県告示第八百八十二号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和五十年十月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指定年月日	医療機関名	所在地
昭和五十年十月一日	医療法人同愛会博愛病院	米子市西三柳一八八〇

鳥取県告示第八百八十三号

鳥取市下段入会林野整備組合組合長鳥取市下段四六六番地森五郎治から申請のあつた入会林野整備計画については、昭和五十年七月十四日適当と

決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第六条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年十月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類の名称
下段入会林野整備計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十年十月十三日から三十日間
- 三 縦覧に供する場所
鳥取県農林部林務課及び鳥取市役所
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して三十日以内に申し出ること。

鳥取県告示第八百八十四号

鳥取市大満入会林野整備組合組合長鳥取市大桐二〇三番地福田久市から申請のあつた入会林野整備計画については、昭和五十年七月十四日適当と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第六条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年十月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

大満入会林野整備計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年十月十三日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林部林務課及び鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して三十日以内に申し出ること。

鳥取県告示第八百八十五号

鳥取市宮谷入会林野整備組合組合長鳥取市宮谷二七三番地木下繁美から申請のあつた入会林野整備計画については、昭和五十年七月十四日適当と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第六条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年十月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

宮谷入会林野整備計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年十月十三日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林部林務課及び鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して三十日以内に申し出ること。

鳥取県告示第八百八十六号

鳥取市野坂入会林野整備組合組合長鳥取市野坂二三三番地木下金治から申請のあつた入会林野整備計画については、昭和五十年七月十四日適当と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第六条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年十月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

野坂入会林野整備計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年十月十三日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林部林務課及び鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して三十日以内に申し出ること。

鳥取県告示第八百八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、関金土地改良区の定款の変更を昭和五十年十月三日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十年十月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百八十八号

昭和五十年八月十九日付けで西伯町から申請のあつた土地改良（鴨部地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年十月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年十月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

西伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百八十九号

河原町から申請のあつた町営土地改良（曳田地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十年十月三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十年十月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百九十号

東伯町から申請のあつた町営土地改良（岩本谷地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十年十月三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十年十月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百九十一号

溝口町から申請のあつた町営土地改良（荘地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十年十月三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十年十月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百九十二号

末恒団地第一土地区画整理事業(第一工区)施行地区の宅地について、昭和五十年九月三十日換地処分を行った旨の届出があつたので、土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三条第四項後段の規定により告示する。

昭和五十年十月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百九十三号

末恒団地第三土地区画整理事業(第二工区)施行地区の宅地について、昭和五十年九月三十日換地処分を行った旨の届出があつたので、土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三条第四項後段の規定により告示する。

昭和五十年十月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四十三号

風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第百二十二号)第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十年十月十一日

鳥取県公安委員会委員長 手 嶋 義 之

一 聴聞の期日及び場所

昭和五十年十月二十三日 午前十時三十分から

米子市糀町一丁目一五一番地 鳥取県米子警察署会議室

二 聴聞当事者の住所及び氏名

米子市角盤町二丁目四二番地 広田 勝彦

境港市明治町一五二番地 福本 すき

境港市本町四十番地 野田 圭子

東伯郡羽合町大字上浅津五番地の二二 谷本 正一

米子市皆生一九八四番地

有限会社富士 代表取締役 古好 武夫